

高圧 停電時かけつけサービス
Powered by 東京電力パワーグリッド
利用規約

2025年10月31日実施

株式会社ハルエネ

目次

第1条 (適用)	3
第2条 (定義)	3
第3条 (会員)	4
第4条 (本サービスの利用期間)	5
第5条 (サービスの提供内容)	5
第6条 (サービスの利用条件)	6
第7条 (サービスの利用方法)	10
第8条 (サービスの利用料金と支払方法等)	11
第9条 (解約違約金)	11
第10条 (サービスの遅延、中止等)	12
第11条 (サービスの契約解除)	12
第12条 (禁止事項)	13
第13条 (遵守事項)	13
第14条 (損害賠償)	13
第15条 (免責事項)	13
第16条 (反社会的勢力の排除)	14
第17条 (個人情報の取り扱い)	15
第18条 (準拠法および管轄裁判所)	15
第19条 (会員情報)	15
第20条 (知的財産権の保護)	15
第21条 (著作物の利用)	15
第22条 (本規約の改定)	16
第23条 (協議)	16

高圧かけつけサービス利用規約

第1条（適用）

高圧 停電時かけつけサービス Powered by 東京電力パワーグリッド利用規約(以下「本規約」といいます)は、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「東電 PG」といいます)が役務提供する「高圧かけつけサービス」(以下「本サービス」といいます)を、株式会社ハルエネ(以下「当社」といいます)が第2条に定義する会員に対して利用させる際の遵守事項を定めたものです。

第2条（定義）

本規約における用語を次のとおり定義します。

- (1) 「需要場所」とは、電気需給契約の単位であり、原則として、1構内に対しサービス契約は1契約とします。
- (2) 「高圧需要家」とは、高圧で電気を受電している需要者とし、1需要場所に対して、1つとします。
- (3) 「会員」とは、特段の規定がない限り、本サービスの役務提供を受けることができる高圧需要家とします。

ただし、会員がサービス対象物件に係る高圧需要家であり、かつ(5)の高圧受電設備を所有する場合に限り、以下のとおりとします。

- ・ サービス対象物件で電気を使用する者を、「使用者」といいます。
 - ・ 会員は、使用者に対し、第12条および第13条に定める遵守事項を含めた本規約の内容を知らしめ、遵守させるものとします。
 - ・ 第6条第1項第2号ハの「会員の低圧電気設備」は「使用者の低圧電気設備」へ読み替えるものとします。
 - ・ 第14条第2項を「会員または使用者が不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は会員に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします」へ読み替えるものとします。
 - ・ 第15条第3項の「会員の建物・設備・電気機器の損傷(機能障害を含みます)等」を「会員または使用者の建物・設備・電気機器の損傷(機能障害を含みます)等」へ読み替えるものとします。
 - ・ 第15条第6項を「仮送電における応急ケーブルの貸与後に、会員の高圧受電設備起因による停電事故が発生した場合は、停電により会員、使用者または第三者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします」へ読み替えるものとします。
- (4) 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受けることができる需要場所のことを指し、第3条第1項を満たし、第3条第2項により当社へ通知された場所とします。なお、当該サービス対象物件内をサービス提供範囲として定めるものとします。
 - (5) 「高圧受電設備」とは、東電PGの供給設備と会員の高圧の受電設備との接続点(責任分界点)から、会員の高圧の受電設備内にある変圧器までの設備のことを指します。
 - (6) 「非常変災」とは、地震・地震・台風・水害(津波含)・雷害・豪雨・大雪・強風・雹・竜巻やその他災害等の緊急事態のこととします。
 - (7) 「系統事故」とは、発電所からの送電線以降の東電PGが所有する送配電設備の電源が喪失するこ

とします。

- (8) 「停電原因調査」とは、主任技術者の指示により、必要な機材を用いて高圧受電設備の停電原因の調査を行うこととします。
- (9) 「仮送電」とは、停電原因調査により停電原因箇所が判明し、即時修理対応が不可能で会員から当社に要請があった場合に、東電PGが所有する機材(応急ケーブル、発電車)を用いて、期間を限定して応急的に送電を行うこととします。
- (10) 「応急ケーブル」とは、東電PG所有する仮送電用のケーブルおよび仮送電用のケーブルを把持する付属品等を含むもののこととします。
- (11) 「発電車」とは、東電PGが所有する発電可能な車両のこととします。
- (12) 「VCT」とは、東電PGの計器用変成器のこととします。
- (13) 「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日を除く日とします。
- (14) 「依頼書」とは東電PGが停電原因調査により訪問する際に持参する東電PGが別途指定する書面とします。

第3条 (会員)

1 会員となることができる高圧需要家は、以下の条件を満たす場合に限ります。

- (1) 高圧需要家の需要場所が以下の地域内であることとします。

- ・ 東京都
- ・ 神奈川県
- ・ 千葉県
- ・ 茨城県
- ・ 群馬県
- ・ 栃木県
- ・ 山梨県
- ・ 埼玉県
- ・ 静岡県(富士川以東)

ただし、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、小笠原諸島(父島、母島)、その他、東電PGが車両で到着できない区域等で本サービス提供が困難な場所を除きます。

- (2) 東電PGの託送供給等約款に基づく接続供給契約の受電電圧が標準電圧6,000ボルトであることとします。
- (3) 需要場所に主任技術者が選任されていることとします。
- (4) 当社と電気需給契約(以下「電気需給契約」といいます。)があることとします。

2 本サービスの会員となることを希望する高圧需要家(前項の条件を満たす高圧需要家に限ります)は、当社が別途定める、本サービスの提供可否の判別表をもとに、本サービスの利用対象であるか事前に確認するものとし、対象となった場合は、別途当社が指定する書式にて以下の事項を当社に通知する方法で、本サービスの利用を申し込むものとします。当該通知を当社が受領したのち、当社所定の承諾の手続きを以て、本サービスの利用契約が成立するものとします。

- ・ 供給地点特定番号
- ・ 会員となろうとする高圧需要家の契約名義
- ・ 本サービス提供を希望する需要場所の住所および建物名
- ・ 高圧需要家の連絡先
- ・ 主任技術者の氏名
- ・ 主任技術者の連絡先
- ・ 提供開始希望日
- ・ その他当社が指定する事項

- 3 会員は、前項で当社に通知した内容に変更がある場合は速やかに当社に電話連絡の上、当社が指定した方法にて変更手続きをするものとします。

第4条（本サービスの利用期間）

- 1 会員がサービス提供を受けられる期間（以下「サービス利用期間」といいます。）は、電気需給契約と同時に本サービスの利用契約を締結した会員は、電気需給契約に基づく電気供給の開始日から、既存の電気需給契約に追加で本サービスの利用契約を締結した会員は、申込日が毎月1日から15日までの場合は翌月1日、毎月16日から月末までのお申込みは翌々月1日から、12ヵ月とします。なお、サービス利用期間満了日の1か月前までにお客様から当社に対して終了の申出がない場合は、サービス利用期間満了日の翌日以降、同一期間ごとに同一条件で更新いたします。
- 2 会員は、本サービスの提供終了を希望する場合は、本サービスの提供終了を希望する日が属する月の電気需給契約に基づく検針日の2週間前までに、当社に電話連絡の上、提供終了希望日を通知するものとします。
- 3 前2項の定めに関わらず、本サービスが附帯する電気需給契約が、理由の如何を問わず終了した場合は、電気需給契約の終了日を以て本サービスも終了します。
- 4 本サービスの提供開始のご連絡は、電気需給契約と同時に本サービスの利用契約を締結した会員は、提供開始1週間前までに、当社からの電気需給契約に基づく交付書面に同封し郵送する方法で実施します。既存の電気需給契約に追加で本サービスの利用契約を締結した会員は、登録した電子メールアドレス宛に、電磁的方法により送付またはその他当社が指定する方法により連絡するものとします。ただし、第3条第2項に基づく会員からの通知内容に不備があると当社が判断した場合には、当社より会員へ不備がある旨をお知らせします。

第5条（サービスの提供内容）

- 1 当社は、会員に対して、以下のサービスを提供します。なお、次の各号に定める到着時間、仮送電開始までの時間および発電車の提供期間は、あくまでも目安となるものであり、当該時間内での到着、仮送電の開始および当該期間での提供を保証するものではありません。
 - (1) 停電原因調査
 - イ サービス対象物件において停電が生じた場合、サービス対象物件へ出向し、停電原因調査を行います。
 - ロ 当社のサービス対象物件への到着時間の目安は、当社指定の窓口への連絡終了後から、東京

23区内は1時間程度、その他の地域は2時間程度となります。

ハ) 停電原因調査については、1.5時間までを目安に実施し、1.5時間を超過し停電原因が判明しない場合には、調査を終了する場合があります。停電原因の判明を保証するものではありません。

(2) 仮送電サービスにおける応急ケーブルの貸与および取付け取外し

イ) 東電PGが保有する応急ケーブルによる仮送電の申込を当社が受領してから、5時間(100mを超えない場合を前提としており、100mを超える場合には、目安の5時間を超過する可能性があります)を目安に応急ケーブルの充電を開始できるよう、応急ケーブルを貸与・取付けを実施します。応急ケーブルの貸与長さは200mまでとします。

ロ) 応急ケーブルによる仮送電可能な容量は、最大900kWとします。

ハ) 応急ケーブルの貸与期間については取付け日の翌日から起算して7日以内とし、会員は、当該期間中に応急ケーブルを東電PGに返却するものとします。

二) 応急ケーブルを貸与する場合、電源側の接続は東電PGの配電線路またはVCT負荷側とし、負荷側の接続はVCT電源側または会員の高圧受電設備内とします。

ホ) 会員の高圧受電設備における停電原因の修理、改修の完了等で会員からの連絡により、東電PGが応急ケーブルの取外しを行います。

(3) 仮送電サービスにおける高圧または低圧発電車による仮送電および発電車の設置と撤去

イ) 高圧または低圧発電車のいずれかによる仮送電の申込を当社が受領してから、4時間を目安に高圧または低圧発電車を設置し、発電および仮送電を実施するものとします。(高圧発電車については20mを超える場合には、目安の4時間を超過する可能性があります。)

ロ) 発電車が発電開始後、残油量が当社の定める規定値を下回った場合は、発電車に対して、追加給油は実施せず、発電を停止します(高圧発電車では、最大出力400kWでは2時間程度発電し、低圧発電車では、最大出力63kWで6時間程度発電します)。

ハ) 発電車については、最大6時間の送電時間経過後に撤去します。

2 当社または東電PGが本サービスの一部または全部を廃止、変更する場合には、本サービスの一部または全部を廃止、変更する前日から起算し、60日前までに会員へ通知し変更することとします。その際の、会員のいかなる損害についても当社は責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を、会員の事前の承諾、または会員への通知を行うことなく、任意の第三者に委託、または再委託できるものとします。

第6条(サービスの利用条件)

1 本サービスは、次の各号の利用条件を満たしている場合に利用出来るものとします。当該利用条件のいずれかが満たされていないと当社または東電PGが判断した場合には、当社は、本サービスの提供を行いません。また、当社が本サービス提供中に、当該利用条件のいずれかが満たされていないと当社または東電PGが判断するに至った場合、本サービスの提供を中止します。

(1) サービス全般

イ) サービス対象物件において高圧受電設備に起因する停電が生じていることとします。

ロ) 東電PGの停電原因調査や仮送電作業と並行して、会員または主任技術者等による高圧受電設備での作業を実施しないこととします。

- ハ) 会員の高圧受電設備の充電や仮送電時には必ず主任技術者が現地で立ち会うこととします。
- 二) 本サービスの提供にあたって、東電PG作業員、会員または主任技術者等に安全上の問題がないこととします。
- ホ) 本サービスの実施にあたっては、サービス対象物件へ出向時、主任技術者より当社指定の依頼書を受領するものとし、当該依頼書に基づき作業を行うものとします。また、本サービスにおける停電原因調査・応急ケーブル・発電車の設置方法等の作業内容等について、主任技術者の依頼や指示に基づき、東電PGは実施するものとします。その場合、主任技術者からの依頼内容ならびに指示内容等が、会員の意思に反するものであったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
- ヘ) 仮送電サービスにおいて、貸与・設置された機材について、会員は、感電事故や機材の破損・毀損等がないよう責任を持って管理するものとします。

(2)停電原因調査

- イ) 東電PGが停電原因調査を行う場合は、原則として、主任技術者が立ち会いの上実施します。
ただし、主任技術者の保安の監督があるものと当社または東電PGが認め、その他の状況等を勘案の上、安全上問題無いと判断した場合には、主任技術者がサービス対象物件に不在の場合にも停電原因調査を実施することがあります。
- ロ) 東電PGが停電原因調査を行う場合は、停電原因調査に必要な測定機材は主任技術者より、無償で提供していただきます。その際、提供いただいた機材について、当社または東電PGの責めに帰すべき事由以外の事由により故障・破損が生じた場合には、当社または東電PGは責任を負わないものとします。ただし、主任技術者がサービス対象物件に到着していない場合等において、安全上その状況等を勘案して、問題ないと東電PGが判断した時は、東電PG保有機材で調査を実施することがあります。
- ハ) 東電PGが行う停電原因調査の対象範囲は、会員の高圧受電設備までとし、会員の低圧電気設備については、調査の対象外とします。

(3) 応急ケーブルの貸与および取付け取外し

- イ) 応急ケーブルの接続は、VCTが会員の高圧受電設備におけるキュービクル等に設置されている場合は、電源側の接続を東電PGの配電線路とし、負荷側の接続をVCT電源側とします。
- ロ) 応急ケーブルを貸与する場合は、東電PGの作業員と会員(主任技術者含む)で現地の会員の高受電設備等を確認し、応急ケーブルを安全に設置ができるか判断の上、貸与します。特に、敷設ルートが高台にあり、作業箇所到手すりや柵等がない等、東電PGが危険と判断した場合は、貸与いたしません。
- ハ) 東電PGの配電線路の供給用配電箱内等に、高圧ケーブルの接続箇所に空きがある場合は、当社にて応急ケーブルを、接続します。
- 二) 東電PGの配電線路の供給用配電箱内等に、高圧ケーブルの接続箇所に空きがない場合は、接続されている会員の高圧ケーブルの取外しおよび応急ケーブルの接続を、会員または主任技術者等で、第一種電気工事士を有した者(以下「有資格者」といいます)で対応していただきます。なお、有資格者が、現地にいない場合は、応急ケーブルの貸与はいたしません。
- ホ) 会員の引込柱にVCTを設置している設備形態で、会員の保安区分開閉器が故障した場合は、応

急ケーブル電源側の接続を東電PGの配電線路とし、応急ケーブル負荷側の接続はVCTの電源側とします。

- ヘ) 会員の引込柱にVCTを設置している設備形態で、会員の高圧ケーブルが故障した場合は、応急ケーブル電源側の接続はVCT負荷側とし、応急ケーブル負荷側の接続は会員の高圧受電設備内とします。当該場合には、応急ケーブル負荷側の接続を含む会員の高圧受電設備内の作業については、有資格者で対応していただきます。なお、有資格者が、現地にいない場合は、応急ケーブルの貸与はいたしません。
 - ト) 応急ケーブルは、200m分を貸与するため、応急ケーブルの敷設範囲が、電源側接続点から負荷側接続点までの距離が200m以内に限り、貸与します。
 - チ) 応急ケーブルの設置条件として、応急ケーブル負荷側の接続点が、建物の地下6m(地下2階相当)から建物の地上15m(地上5階相当)の高さの範囲内の場所に限り設置します。
 - リ) 東電PGが貸与する応急ケーブルは、ケーブルの許容容量が900kW以内のため、許容容量超過する設備の場合は、会員にて、復旧させる設備を選定していただきます。
 - ヌ) 会員は、応急ケーブルの設置に必要な敷設ルートの確保や、サービス対象物件ならびに、その構内のセキュリティの確保、敷設ルートにおいて応急ケーブルに人が容易に接触しないよう養生および区画等を会員の負担と責任において実施するものとします。
 - ル) 応急ケーブルの貸与と、高圧発電車および低圧発電車による仮送電の同時利用はできないものとしします。
 - ヲ) 応急ケーブル貸与後の応急ケーブルの取付け・取外し作業等の工事による騒音や振動ならびに応急ケーブル取付けによる近隣からの苦情やトラブル等は、全て会員にて、対応することを条件に、当社は、応急ケーブルを貸与します。会員にて、苦情やトラブル等の対応を実施しないと当社が判断した場合は、応急ケーブルの貸与を行わないものとしします。
 - ヅ) 会員が本規約第5条第1項第2号ハに定める応急ケーブルの貸与期間を超過して、使用する場合には別途延滞料金を貰い受けるものとしします。なお、東電PG都合により、会員から依頼された返却日の翌日以降に撤去した場合は、翌日以降の延滞料金は発生しないものとしします。
- (4)高圧発電車による仮送電および発電車の設置と撤去
- イ) VCTが会員の高圧受電設備におけるキュービクル等に設置されている高圧受電設備に対する、高圧発電車からの接続ケーブルの接続先は、VCTの電源側または高圧受電設備内とします。VCTの電源側に接続し発電する場合は、当社取引用計量器による計量はいたしません。
 - ロ) 会員の引込柱にVCTを設置している設備形態で、会員の高圧ケーブルが故障した場合は、高圧発電車の接続は会員の高圧受電設備内とします。当該場合には、高圧発電車の接続を含む会員の高圧受電設備内の作業については、有資格者で対応していただきます。なお、有資格者が、現地にいない場合は、高圧発電車による仮送電はいたしません。
 - ハ) 高圧発電車の設置場所から、VCTの電源側または高圧受電設備内の接続点までのケーブル距離が120m以内とし、当社が仮送電にあたり安全上問題がないと判断した場合に限り、仮送電を実施します。また、当該接続点が、建物の地下6m(地下2階相当)から建物の地上15m(地上5階相当)の高さの範囲内の場所に限り、仮送電を実施します。
- 二) 高圧発電車による仮送電をする場合は、原則として、サービス対象物件敷地内(地下や屋内を除

く)に高圧発電車を設置できることを条件に、仮送電を実施します。なお、高圧発電車は「全長約6,800mm×全幅約2,200mm×全高約3,200mm」かつ、車重約8,000kgのため、それ以上の進入経路があること、また設置場所として傾斜10°以下でスペース「全長約8,800mm×全幅約4,200mm×全高約3,200mm」があること、設置する発電車上部に障害物(構造物等や樹木)がないことが条件となり、これらの条件を満たせない場合や、高圧発電車が進入するにあたり、当社が危険であると判断した場合は、高圧発電車による仮送電サービスを提供しません。

- ホ) 高圧発電車で仮送電する容量が400kW以内のため、仮送電する容量を超過する設備の場合は、会員にて、復旧させる設備を選定していただきます。ただし、選定した設備において、始動電流が大きい場合は、容量により仮送電が出来ない場合があるため、東電PGが仮送電可能と判断した場合に限ります。
- ハ) 高圧発電車による仮送電サービスは、仮送電の開始から、最大6時間以内とします。
- ト) 高圧発電車による仮送電にあたり、応急ケーブルの貸与または、低圧発電車による仮送電の同時利用はできないものとします。
- チ) 高圧発電車による仮送電について、仮送電後の高圧発電車への追加給油は行わないものとします。
- リ) 高圧発電車の発電機の運転時における騒音や振動、または発電機の運転中の排気、高圧発電車の設置等による近隣からの苦情やトラブル等は、全て会員にて実施することを条件に、高圧発電車による仮送電を実施します。会員にて、苦情やトラブル等の対応を実施しないと東電PGが判断した場合は、高圧発電車の仮送電を行わないものとします。
- ヌ) 会員は、高圧発電車の設置に必要な設置場所や接続ケーブルの敷設ルートの確保、サービス対象物件ならびに、その構内のセキュリティの確保、敷設ルートにおいて応急ケーブルに人が容易に接触しないよう養生および区画等を会員の負担と責任において実施するものとします。
- ル) 会員は、進相負荷となるコンデンサの開放作業が必要となる場合、コンデンサの開放作業を実施することとします。これが実施されない場合、高圧発電車の仮送電を行わないものとします。

(5)低圧発電車による仮送電および発電車の設置と撤去

- イ) 低圧発電車からの接続ケーブルの接続先は、主任技術者が指定した低圧の電気設備とします。
- ロ) 低圧発電車からの接続ケーブルは、長さが20mのため、低圧発電車の設置場所から、主任技術者が指定した低圧の電気設備までのケーブル距離が20m以内で、東電PGが安全上に問題がないと判断した場合に限り、仮送電を実施します。
- ハ) 低圧発電車による仮送電をする場合は、サービス対象物件敷地内(地下や屋内を除きます)に低圧発電車を設置できることを条件に、仮送電を実施します。なお、低圧発電車は「全長約5,500mm×全幅約2,100mm×全高約2,600mm」かつ、耐荷重約7,000kgのため、それ以上の進入経路があることまた設置場所として傾斜10°以下でスペース「全長約7,500mm×全幅約4,100mm×全高約2,600mm」があること、設置する発電車上部に障害物(構造物等や樹木)がないことが条件となり、これらの条件を満たせない場合や、低圧発電車が進入するにあたり、東電PGが危険であると判断した場合は、低圧発電車による仮送電サービスを提供しません。
- ニ) 低圧発電車で仮送電する負荷設備の容量により仮送電可能な容量が63kW以内に限定されているため、仮送電する容量を超過する場合は、会員にて、復旧させる低圧設備を選定していただきま

す。ただし、選定した設備において、始動電流が大きい場合は、容量により送電が出来ない場合があるため、東電PGが仮送電可能と判断した場合に限ります。

- ホ) 低圧発電車の接続ケーブルの低圧の電気設備への接続作業は、当社および東電PGは行ないません。会員または主任技術者等の有資格者で、対応していただきます。なお、有資格者が現地にいない場合において、低圧発電車での仮送電はいたしません。
- ヘ) 低圧発電車による仮送電にあたり、応急ケーブルの貸与または、高圧発電車による仮送電の同時利用はできないものとします。
- ト) 低圧発電車による仮送電について、仮送電後の低圧発電車への追加給油は行わないものとします。
- チ) 低圧発電車の発電機の運転時における騒音や振動、または発電機の運転中の排気、低圧発電車の設置等による近隣からの苦情やトラブル等は、全て会員にて実施することを条件に、低圧発電車による仮送電を実施します。会員にて、苦情やトラブル等の対応を実施しないと東電PGが判断した場合は、低圧発電車の仮送電を行わないものとします。
- リ) 会員は、低圧発電車の設置に必要な設置場所や接続ケーブルの敷設ルートの確保、サービス対象物件ならびに、その構内のセキュリティの確保、敷設ルートにおいて、接続ケーブルに人が容易に接触しないよう養生および区画等を、会員の負担と責任において実施するものとします。

第7条(サービスの利用方法)

1 会員による当社が指定する窓口への連絡および停電原因調査の依頼受領と受理

(1)停電原因調査依頼の受付

《当社指定窓口》

東京電力パワーグリッド株式会社

本サービス会員専用電話：0120-985-091(24 時間/365日対応)

停電原因調査を希望する会員は、当社が指定する窓口にて電話にて連絡を行い、当社および東電PGが指定する必要事項を、当社指定窓口へお伝えいただくものとします。

- ・ 供給地点特定番号
- ・ サービス対象物件の住所
- ・ (建物名がある場合には)建物名
- ・ 会員名義
- ・ 連絡者の氏名・連絡先
- ・ 停電の範囲
- ・ 現地対応者の氏名・連絡先
- ・ 主任技術者の氏名・連絡先
- ・ 主任技術者の現場到着予定時間
- ・ 敷地内駐車スペースの有無

(2)停電原因調査依頼の受領と受理

会員からの停電原因調査依頼により、東電PGが現場到着後に会員(主任技術者含む)と停電箇所等の確認を行います。

停電原因調査の実施にあたっては、調査依頼書に、主任技術者が内容を確認の上、署名いただき、東電PGは停電原因調査を実施します。

- 2 会員による東電PGへの仮送電サービスの依頼および東電PGの仮送電サービスの提供
 - (1) 東電PGへの仮送電サービスの依頼については、応急ケーブルの貸与、もしくは、高圧発電車または低圧発電車による仮送電のいずれかを選択いただきます。
 - (2) 仮送電サービスは、仮送電対応依頼書をもとに、東電PGと会員(主任技術者含む)が協議し東電PGが提供可否を確認の上、主任技術者からの仮送電対応依頼書への署名により、提供するものとしします。
 - (3) 仮送電サービスの依頼は、主任技術者からの仮送電対応依頼書への署名により、仮送電サービス提供を開始し、仮送電機材の追加サービス料金が発生するものとしします。ただし、東電PGが仮送電サービスの提供が可能と判断したにも関わらず、応急ケーブル設置がケーブル長等の理由により、仮送電サービスが提供出来ない場合には、料金は発生しないものとしします。
- 3 仮送電サービスにおける貸与した応急ケーブルの返却については、会員(主任技術者含む)が返却可能となる2日前を原則とし、仮送電対応依頼書に記載された東電PGの返却連絡先へ連絡し、返却日の調整・依頼をするものとしします。

第8条(サービスの利用料金と支払方法等)

- 1 本サービスを利用するにあたり、会員は別紙に定める料金(以下「利用料金」といいます)を支払うものとしします。
- 2 会員は、前項に定める利用料金を、本サービスが附帯する電気需給契約の電気料金の支払期日までに、当社が指定する方法にて、当社に支払うものとしします。なお、当社は利用料金を本サービスが附帯する電気需給契約に基づく電気料金と併せて請求するものとし、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、利用者の負担としします。
- 3 当社は、利用料金の回収について、第三者に委託する場合があります、会員はこれを予め承諾するものとしします。
- 4 当社は、会員が支払期日までに利用料金を支払わなかった場合には、遅延損害金として、当社所定の方法・期日により、支払遅延金額に対して、支払期日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じて年14.6パーセントの割合(年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とする)で算定した額の支払い義務を負うものとしします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとしします。
- 5 当社は、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、利用料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしします。

第9条(解約違約金)

- 1 会員は、本サービスのサービス利用期間に、理由の如何を問わず本サービスを解約または解除された場合、解約違約金として、以下の金額(以下「解約違約金」といいます。)を当社に対し支払うものとしします。

解約違約金: 本サービス基本料金×(12ヵ月－解約日時点での経過提供月数)

- 2 当社は解約違約金を、本サービスの終了日が属する月の利用料に合算して会員に対して請求するものとし、解約違約金の支払方法については、第8条の定めに基づき準ずるものとします。
- 3 第1項の定めに関わらず、更新月(本サービスの利用開始月(第4条に基づき本サービスの利用契約が更新された場合は、更新された月とします)を1ヵ月目とした12ヵ月目を指します。)で本サービスの利用契約を解約した場合は、会員は解約違約金の支払を免れるものとします。

第10条(サービスの遅延、中止等)

- 1 第6条のサービスの利用条件を満たす場合でも、当社または東電PGが以下の理由により本サービスの提供が困難であると判断した場合には、当社または東電PGは、本サービスの提供を遅延、または、中止・中断することがあります。なお、その場合には、当社指定窓口へ連絡した会員に対して、本サービスの遅延ならび中止、中断する旨を個別にお知らせします。また、以下の理由により生じた会員または会員の損害については、当社はその責めを負わないものとします。
 - (1) 東電PGの各事業所受け持ちエリアにおいて、複数のサービス提供依頼があった場合や、天候等により本サービスの提供に支障が発生した場合
 - (2) 本サービスの提供に必要な当社または東電PGシステム等に障害が発生した場合
 - (3) 当社の各事業所受け持ちエリアにおいて、系統事故の復旧に長期化が見込まれる場合で、東電PGが送配電等業務として、系統設備の復旧を優先する場合
 - (4) 非常変災により、東電PGの系統設備に被害が予想される場合等の理由で、東電PGが非常態勢を確立する場合
 - (5) 道路交通事情等により、サービス対象物件まで当社車両が到達することが困難な場合
 - (6) 官公庁から、東電PGの系統設備の復旧作業以外、実施しないよう要請等がある場合
 - (7) 東電PGの各事業所受け持ちエリアにおいて、官公庁より火災等による出動要請がある場合
 - (8) 新型コロナウイルス等の感染症等の蔓延防止対策等により、当社または東電PGが事業継続のために、サービスの提供が困難と判断した場合
 - (9) 地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関、通信回線等の事故、その他不可抗力による当社または東電PGのサービスの提供が困難と判断した場合
- 2 第6条のサービスの利用条件を満たす場合でも、当社または東電PGが危険と判断した場合は、サービス提供を断りする場合があります。
- 3 本条第1項第4号の理由により本サービスの遅延ならび中止、中断する場合は、当社ホームページへ掲載することとします。

第11条(サービスの契約解除)

会員が本サービス料金を、支払期日を経過して支払わない場合は、当社は、何ら催促をすることなく、会員に本サービスの契約を解除する旨を通知することにより、本サービスの利用契約を解除し、当社は本サービス提供を中止します。なお、この場合、本サービスの契約を解除したことにより生じる会員または使用者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条(禁止事項)

会員は本規約に定める事項を遵守するとともに、本サービスの利用にあたり、次に定める行為を行なうことができないものとします。

- (1) 本規約により提示された事項から反すること
- (2) 東電PGから貸与された応急ケーブル等の機材について、次の行為を行うこと
 - イ) 改造、加工等を行ない、原状を変更すること
 - ロ) 第三者に譲渡または転貸すること
 - ハ) 質権その他の担保物権を設定すること
 - ニ) 所有権および占有権を侵害すること
- (3) 本サービスを利用資格のない第三者に提供すること
- (4) 法令に反し、または違反のおそれのある行為、犯罪行為またはそのおそれのある行為
- (5) 当社および第三者に不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為
- (6) 本サービスの円滑な運営に支障をきたす行為

第13条(遵守事項)

- 1 会員は、本規約に従い、自らの責任と負担により本サービスを利用するものとし、本規約の定めと同一の内容を使用者に遵守させることとします。
- 2 当社は、当社の責めに帰すべき事由を除き、前項に起因する会員と使用者間のトラブル等については一切責任を負わないものとし、会員は、当該トラブル等を自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとします。

第14条(損害賠償)

- 1 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合当社は会員に対して、当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。
- 2 会員が使用者に対して本規約を遵守させずに、使用者が不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は会員に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。
- 3 会員または使用者の責めに帰すべき事由により、東電PGが所有する機材、車両等を毀損した際には、当社は会員に対して当該損害の賠償請求を行う事ができるものとします。

第15条(免責事項)

- 1 当社は、本規約に掲載された利用方法の違反により生じた損害、および当社の責めに帰すべき事由以外の事由により生じた損害については、その責めを負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスの利用により生じた、会員または使用者と第三者との間のトラブルについては、その責めを負わないものとします。
- 3 当社は、本規約第10条で定める本サービスの中断、中止、遅滞、変更、本サービスの提供による会員の建物・設備・電気機器の損傷(機能障害を含みます)等、一切の行為(本規約の各条で責任を負わないとされている事項を除く)に関して、故意または重過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。また、当社の故意または重過失による場合の損害賠償の範囲は、通常の事情から生じた

直接の損害に限定されるものとし、当社は、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の責任を負わないものとします。

- 4 当社は、故意または重過失がない限り、主任技術者より提供された機材等の破損や故障に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
- 5 仮送電サービスの提供時に、当社がサービスを提供できると判断したにも関わらず仮送電サービスが提供出来ないことによる、会員または使用者の損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 6 仮送電における応急ケーブルの貸与後に、会員の高圧受電設備起因による停電事故が発生した場合は、停電により会員または第三者に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第16条(反社会的勢力の排除)

- 1 会員は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自ら(法人その他の団体にあっては、自らの役員を含みます)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準じるもの(以下総称して「暴力団員等」といいます)であること。
 - (2) 自らが、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自らが、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らが法人その他の団体の場合にあっては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は会員が前二項の規定のいずれかに違反している事実が発覚(報道されたことを含みます)したときは、何ら催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことはなく、本規約に基づく契約等その他会員と当社との間で締結した全ての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、会員は当社に対し、何らの請求、主張、異議申し立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、会員に対する損害賠償は避けられないものとします。

第17条(個人情報の取り扱い)

- 1 会員は、本サービスの提供に不可欠な東電PGまたは本サービスの提供に係る業務を委託する再委託先(以下、総称して「当社提携事業者」といいます)から請求があったときは、当社がその利用者の氏名および住所等をその当社提携事業者、に、秘密保持と厳重管理を課したうえで、必要最低限の範囲で通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供にあたって会員から取得した個人情報の取扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシー(URL: <https://haluene.co.jp/policy/>)に従うものとします。

第18条(準拠法および管轄裁判所)

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約または本サービスに関連して、会員と当社の間で紛争が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(会員情報)

- 1 当社は、本サービスにおける会員情報(会員の会社名等、会員が本サービスを利用するうえで当社が取得した情報をいいます)の収集・利用および分析について、本サービスの充実および円滑な提供・運営、会員に対する情報提供および案内等の達成に必要な範囲内で行なうものとします。
- 2 会員は、本サービスの利用において当社へ通知した、会員の情報および利用状況について、本サービスの充実および円滑な提供・運営、会員に対する情報提供および案内等に必要な範囲に限り当社および当社提携事業者が利用することに同意するものとします。
- 3 当社は、会員情報を当社提携事業者を除く第三者に開示または提供しないものとします。ただし、法令により開示が求められる場合や会員の同意をえた場合はこの限りではありません。

第20条(知的財産権の保護)

- 1 会員または当社は、契約成立の前後を問わず、自己の責めに帰すべき事由により、相手方または第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の権利(以下「知的財産権」といいます)を侵害し、紛争を生じさせないように注意義務を負うものとします。
- 2 会員または当社は、自己の責めに帰すべき事由により、知的財産権の権利者との間に紛争が生じた場合は、自らの責任においてその一切を解決するものとします。なお、その解決について相手方の協力が必要と判断した場合には、必要な範囲で相手方は協力するものとし、会員または当社は、必要に応じ相手方に協力を求めることができるものとします。
- 3 会員および当社が本条に違反し、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとし、賠償額については、会員、当社間で協議し定めるものとします。なお、本協議がととのわない場合に、損害賠償の請求をすることを妨げるものではありません。

第21条(著作物の利用)

契約成立の前後を問わず、会員と当社との間で取り交わした図面、取扱説明書等の著作物に関する著作権の一切は、当社に属するものとします。ただし、会員、当社または東電PGのいずれかの正当な利益を害するおそ

れがあるとして、会員、当社または東電PGのいずれかから申し出がなされた場合には、会員と、当社および東電PGとの間で、その取扱いについて協議し定めるものとします。

第22条(本規約の改定)

- 1 当社または東電PGは、新たなサービスの追加や既存サービスの変更または、本サービスの運用上の都合および技術革新等の事情により、合理的な範囲で本規約を改定することがあります。
- 2 前項の改定の場合、当社は会員に対し、事前に当該改定の事実と改定後の内容について当社の定めた方法により通知します。また、会員は改定後の規約にしたがうものとします。

第23条(協議)

本規約に定めのない事項、および本規約各条項に疑義が生じた場合は、会員と当社双方で協議し円満に解決を図るものとします。

以上

別紙

【本サービスの詳細】

第1条 サービス料金

《基本料金》

月額単価(※1)
5,000円

《仮送電サービス単価》

仮送電機材 ※同時利用不可		単位	かけつけ(通常)単価(※1)
応急ケーブル	100m以内	円/回	100,000円
返却・撤去につき (※2)	100m超過 200m以内	円/回	300,000円
発電車	ケーブル長 20m以内	円/回	100,000円
返却・撤去につき (※2)	ケーブル長 20m超過 120m以内	円/回	300,000円 ※高圧発電車に限ります

(※1)消費税相当額別途(税率10%)とします。

(※2)撤去した日を料金発生日とします。

《応急ケーブル延滞料金単価表》

発生条件	単位	単価(※1)
取付後(※3)8日目以降	円/回	10,000円

(※3)取付日の翌日を起算日とします。

第2条 お支払

利用料金が発生した日が属する月の翌々月請求分の電気料金と併せて、ご請求させていただきます。

例)2月1日乃至2月28日の期間に発生した本サービスの利用料金は、4月1日乃至4月30日の期間に支払期日が到来する電気料金と併せてご請求させていただきます。なお、支払の方法は当社が定める電気需給約款(高圧)の定めによるものといたします。

以上